

# JIS

## ランプソケット類一 第 1 部：一般要求事項及び試験

JIS C 8121-1 : 2019

(JLMA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

|       | 氏名     | 所属                               |
|-------|--------|----------------------------------|
| (委員長) | 大崎 博之  | 東京大学                             |
| (委員)  | 青柳 恵美子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|       | 稲月 勝巳  | 電気事業連合会                          |
|       | 岩本 光正  | 東京工業大学                           |
|       | 上原 京一  | IEC/ACTAD 議長(東芝エネルギーシステムズ株式会社)   |
|       | 加藤 正樹  | 一般財団法人電気安全環境研究所                  |
|       | 酒井 祐之  | 一般社団法人電気学会                       |
|       | 下川 英男  | 一般社団法人電気設備学会                     |
|       | 高村 里子  | 全国地域婦人団体連絡協議会                    |
|       | 松岡 雅子  | 株式会社 UL Japan                    |
|       | 山田 美佐子 | 一般財団法人日本消費者協会                    |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 序文                                 | 1   |
| 1 適用範囲                             | 1   |
| 2 引用規格                             | 1   |
| 3 用語及び定義                           | 3   |
| 4 一般要求事項                           | 7   |
| 5 一般試験条件                           | 7   |
| 6 分類                               | 8   |
| 7 表示                               | 9   |
| 8 感電に対する保護                         | 10  |
| 9 端子                               | 11  |
| 10 保護接地                            | 12  |
| 11 構造                              | 13  |
| 12 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧                   | 14  |
| 13 機械的強度                           | 15  |
| 14 ねじ、通電部及び接続                      | 16  |
| 15 沿面距離及び空間距離                      | 16  |
| 16 耐久性                             | 20  |
| 17 耐熱性及び耐火性                        | 21  |
| 18 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対する抵抗力     | 23  |
| 附属書 A（参考）この規格の対象であるランプソケットの例       | 25  |
| 附属書 B（参考）適切な金属                     | 27  |
| 附属書 C（規定）自然割れを判定するための腐食試験          | 28  |
| 附属書 D（規定）振り子ハンマ試験装置                | 30  |
| 附属書 E（参考）旧規格に対して新規又はより厳しい要求事項を含む箇条 | 32  |
| 附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表         | 34  |
| 解 説                                | 37  |

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8121-1:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 8121** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 8121-1** 第 1 部：一般要求事項及び試験

**JIS C 8121-2-1** 第 2-1 部：S14 形ランプソケットに関する安全性要求事項

**JIS C 8121-2-2** 第 2-2 部：プリント回路板ベース LED モジュール用コネクタに関する安全性要求事項

**JIS C 8121-2-3** 第 2-3 部：直管 LED ランプソケットに関する安全性要求事項

# ランプソケット類—第 1 部：一般要求事項及び試験

## Miscellaneous lampholders—Part 1: General requirements and tests

### 序文

この規格は、2017 年に第 5.1 版として発行された IEC 60838-1 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、照明器具などに組み込むことを意図した様々なタイプのランプソケット（例えば、附属書 A に記載する受金をもつ、一般照明用光源、映写用電球、投光照明用ランプ及び街路照明用ランプを装着するランプソケット）の一般要求事項及びこれらのランプソケットに装着したランプの安全な使用を確認するための試験方法について規定する。

この規格は、照明器具一体形のランプソケットにも適用する。ただし、この規格の要求事項は、ランプソケットの部分だけに適用する。

この規格は、外側枠とドームとで構成されるねじ込みランプソケットにも適用する。このようなランプソケットは、更に JIS C 8280 の関連する箇条によって試験が規定されている。

蛍光灯ソケット、ねじ込みランプソケット及び差込みランプソケットに対する要求事項は、別の規格による。

注記 0A この規格は、2011 年版以前とは箇条番号に差異がある。JIS C 8121 規格群の他の規格から引用・参照する際は、箇条の題名を合わせて確認する必要がある。

**注記 1** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60838-1:2017, Miscellaneous lampholders—Part 1: General requirements and tests (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 0920** 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

**注記** 対応国際規格：IEC 60529:1989, Degrees of protection provided by enclosures (IP Code), Amendment 1:1999 及び Amendment 2:2013 (IDT)